

# 土地閉鎖登記簿の謄抄本及び閲覧の事務の取扱いの変更について（お知らせ）

今般，当支局管内全地域について，土地閉鎖登記簿の電子化を完了しました。これに伴い，平成30年9月25日（火）から，土地閉鎖登記簿の謄抄本及び閲覧の事務の取扱いを下記のとおり変更することといたしますので，お知らせします。

なお，ご不明な点は係員にお尋ねください。

## 記

### 1 土地閉鎖登記簿の謄抄本の交付

電子化した土地閉鎖登記簿の情報をA4判の用紙に印刷し，これに登記官が認証文を付したものを交付することになります。

### 2 土地閉鎖登記簿の閲覧

土地閉鎖登記簿の閲覧に代えて，電子化した同登記簿の情報をA4判の用紙に印刷したものをお渡しいたします（登記官の認証文はありません。）。

なお，印刷してお渡しした用紙は，返還していただく必要はありません。

平成30年9月

津地方法務局桑名支局